





画」という)を作成し、市町村長の認定を申請することができる。

集約都市開発事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 集約都市開発事業を施行する区域
- 二 集約都市開発事業の内容
- 三 集約都市開発事業の施行予定期間
- 四 集約都市開発事業の資金計画

#### 五 集約都市開発事業の施行による都市の低炭素化の効果

#### 六 その他国土交通省令で定める事項

#### (集約都市開発事業計画の認定基準等)

**第十一条** 市町村長は、前条第一項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る集約都市開発事業計画が次に掲げる基準に適合するときと認めると認めるときは、その認定をすることができる。

#### 一 当該集約都市開発事業が、都市機能の集約を図るための拠点の形成に貢献し、これを通じて、二酸化炭素の排出を抑制するものであると認められること。

二 集約都市開発事業計画(特定建築物の整備に係る部分に限る。次項から第四項まで及び第六項において同じ。)が第五十四条第一項第一号及び第二号に掲げる基準に適合するものであること。

三 当該集約都市開発事業により整備される特定建築物の敷地又は特定公共施設において緑化その他の都市の低炭素化のための措置が講じられるものであること。

四 集約都市開発事業計画に記載された事項が当該集約都市開発事業を確実に遂行するため適切なものであること。

五 当該集約都市開発事業の施行に必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要な他の能力が十分であること。

(その区域内において実施される集約都市開発事業により整備される特定建築物が政令で定める建物である場合における建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第九十七条の二第一項若しくは第二項又は第九十七条の三第一項若しくは第二項の規定により建築主又は建築副建築主を置く市町村を含む。)の市町村長は、前項の認定をしようとするときは、当該認定に係る集約都市開発事業計画が同項第二号に掲げる基準に適合することについて、あらかじめ、都

道府県知事に協議し、その同意を得なければならぬ。

は、市町村長に対し、当該市町村長が当該申請に係る集約都市開発事業計画を建築主又は建築副主事に通知し、当該集約都市開発事業計画が建築基準法第六条第一項に規定する建築基準に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ることができる。この場合においては、当該申請に併せて、同項の規定による確認の申請書を提出しなければならない。

前項の規定による申出を受けた市町村長は、速やかに、当該申出に係る集約都市開発事業計画を建築主事又は建築副主事に通知しなければならない。

建築基準法第十八条第三項及び第十四項の規定は、建築主事又は建築副主事が前項の規定による通知を受けた場合について準用する。

前項の規定は、前項の認定について準用する。

**第十二条** 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定集約都市開発事業者」という。)は、当該法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を受けた場合において、第一項の認定を受けたときは、当該認定を受けた集約都市開発事業計画は、同法第六条第一項の確認済証の交付があったものとみなす。

市町村長は、第五項において準用する建築基準法第十八条第十四項の規定による通知書の交付を受けた場合においては、第一項の認定をしてはならない。

市町村長は、第五項において準用する建築基準法第十八条第十四項の規定による通知書の交付を受けた場合は、第一項の認定をしてはならない。

を受けたときは、当該集約都市開発事業計画に基づく特定建築物の整備のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する特例)を除き、同法第十九条第一項の規定による届出をしなければならない。

は、市町村長に対し、当該市町村長が当該申請に係る集約都市開発事業計画を建築主事に通知し、当該集約都市開発事業計画が建築基準法第六条第一項に規定する建築基準に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ることができる。この場合においては、同法第二条第二項の条例が定められている場合を除き、同法第十九条第一項の規定による届出をしたものとみなす。この場合においては、同条第二項及び第三項の規定は、適用しない。

**第十三条** 前条第一項の規定を除く。集約都市開発事業計画の変更

**第十四条** 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定集約都市開発事業者」という。)は、当該法第十六条第一項の規定による届出を受けた集約都市開発事業計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次条及び第十四条において「認定集約都市開発事業計画」という。)に係る集約都市開発事業計画(以下「認定集約都市開発事業」という。)の施行の状況について報告を求めることができる。

市町村長は、第五項において準用する建築基準法第十二条第一項の規定による準用する建築基準法第十八条第三項の規定による確認済証及び通知書の交付について準用する。

(特定建築物に関する特例)

**第十六条** 認定集約都市開発事業により整備された特定建築物については、低炭素建築物のみなして、この法律の規定を適用する。

は、地方公共団体が前項の規定により整備金を交付する場合には、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用の一一部を補助することができる。

国は、地方公共団体が前項の規定により整備事業により整備された特定建築物の賃貸料又は(地方公共団体が前項の規定により整備された特定建築物の賃貸料又は)償額)

**第十七条** 地方公共団体は、認定集約都市開発事業者に対して、認定集約都市開発事業の施行に要する費用の一部を補助することができる。

を受けたときは、当該集約都市開発事業計画に係る建築物の整備のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する特例)を除く。集約都市開発事業計画の変更

**第十八条** 認定集約都市開発事業者は、前条第一項の規定による補助に係る認定集約都市開発事業により整備された賃貸の用に供する特定建築物の国土交通省令で定める期間における賃貸料について、当該特定建築物の整備に必要な費用、利息、修繕費、管理事務費、損害保険料、地代に相当する額、公課その他必要な費用を参考して国土交通省令で定める額を超えて、契約し、又は受領してはならない。

前項の賃貸の用に供する特定建築物の整備に必要な費用は、建築物価その他経済事情の著しい変動があつた場合として国土交通省令で定めた基準に該当する場合には、当該変動後において当該特定建築物の整備に通常要すると認められる費用とする。

必要な費用は、建築物価その他経済事情の著しい変動があつた場合として国土交通省令で定められた基準に該当する場合には、当該変動後において当該特定建築物の整備に通常要すると認められる費用とする。

必要な費用は、建築物価その他経済事情の著しい変動があつた場合として国土交通省令で定められた基準に該当する場合には、当該変動後において当該特定建築物の整備に通常要すると認められる費用とする。

必要な費用は、建築物価その他経済事情の著しい変動があつた場合として国土交通省令で定められた基準に該当する場合には、当該変動後において当該特定建築物の整備に通常要すると認められる費用とする。

必要な費用は、建築物価その他経済事情の著しい変動があつた場合として国土交通省令で定められた基準に該当する場合には、当該変動後において当該特定建築物の整備に通常要すると認められる費用とする。

必要な費用は、建築物価その他経済事情の著しい変動があつた場合として国土交通省令で定められた基準に該当する場合には、当該変動後において当該特定建築物の整備に通常要すると認められる費用とする。

必要な費用は、建築物価その他絏済事情の著しい変動があつた場合として国土交通省令で定められた基準に該当する場合には、当該変動後において当該特定建築物の整備に通常要すると認められる費用とする。

必要な費用は、建築物価その他絏済事情の著しい変動があつた場合として国土交通省令で定められた基準に該当する場合には、当該変動後において当該特定建築物の整備に通常要すると認められる費用とする。

必要な費用は、建築物価その他絏済事情の著しい変動があつた場合として国土交通省令で定められた基準に該当する場合には、当該変動後において当該特定建築物の整備に通常要すると認められる費用とする。

必要な費用は、建築物価その他絏済事情の著しい変動があつた場合として国土交通省令で定められた基準に該当する場合には、当該変動後において当該特定建築物の整備に通常要すると認められる費用とする。

必要な費用は、建築物価その他絏済事情の著しい変動があつた場合として国土交通省令で定められた基準に該当する場合には、当該変動後において当該特定建築物の整備に通常要すると認められる費用とする。

必要な費用は、建築物価その他絏済事情の著しい変動があつた場合として国土交通省令で定められた基準に該当する場合には、当該変動後において当該特定建築物の整備に通常要すると認められる費用とする。

必要な費用は、建築物価その他絏済事情の著しい変動があつた場合として国土交通省令で定められた基準に該当する場合には、当該変動後において当該特定建築物の整備に通常要すると認められる費用とする。

必要な費用は、建築物価その他絏済事情の著しい変動があつた場合として国土交通省令で定められた基準に該当する場合には、当該変動後において当該特定建築物の整備に通常要すると認められる費用とする。

必要な費用は、建築物価その他絏済事情の著しい変動があつた場合として国土交通省令で定められた基準に該当する場合には、当該変動後において当該特定建築物の整備に通常要すると認められる費用とする。

(特定建築物に関する特例)

**第十九条** 低炭素まちづくり計画に第七条第二項第二号イに掲げる事項として記載された都市機能の集約を図るために必要な地域の整備に関する事項に係る土地地区画整理事業(土地地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二条第一項に規定する土地地区画整理事業をいう。)であつて同法第三条第四項、第三条の二又は第三条の三の規定により施行するものの換地計画





5	閣府令で定める場合は、この限りでない。
6	第三項の認定を受けた者は、当該認定を受けた道路運送利便増進実施計画の変更をしようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。
7	第二項から第五項までの規定は、前項の認定について準用する。
8	国土交通大臣は、第三項の認定を受けた道路運送利便増進実施計画の変更をしようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

1	を聽く必要がないものとして国土交通省令・内閣府令で定める場合は、この限りでない。
2	（以下「貨物運送共同化実施計画」という。）を作成し、これに基づき、当該貨物運送共同化事業を実施するものとする。
3	第一項の認定を受けた者は、当該貨物運送共同化実施計画に記載された事項（以下「貨物運送共同化実施計画」）を業を実施するための計画（以下「貨物運送共同化実施計画」という。）を
4	第一項の認定を受けた者は、当該貨物運送共同化実施計画に記載された事項（以下「貨物運送共同化実施計画」という。）を業を実施するための計画（以下「貨物運送共同化実施計画」という。）を
5	第一項の認定を受けた者は、当該貨物運送共同化実施計画に記載された事項（以下「貨物運送共同化実施計画」という。）を業を実施するための計画（以下「貨物運送共同化実施計画」という。）を

6	は、当該事項に係る貨物運送共同化事業を実施しようとする者（以下「共同事業者」という。）は、共同して、当該低炭素まちづくり計画に即して貨物運送共同化事業を実施するための計画（以下「貨物運送共同化実施計画」という。）を
7	第一項から第五項までの規定は、前項の認定について準用する。
8	国土交通大臣は、第三項の認定を受けた道路運送利便増進実施計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定貨物運送共同化実施計画」という。）が同項各号のいずれかに適合しなかつたと認めるとき、又は同項の認定を受けた者が認定貨物運送共同化実施計画に從つて貨物運送共同化事業を実施していないと認めると、その認定を取り消すことができる。
9	第三項の認定及び第六項の変更の認定に關し必要な事項は、国土交通省令で定める。（道路運送法の特例）

1	第三十一条 國土交通大臣は、認定鉄道利便増進実施計画に記載された鉄道利便増進事業、認定軌道利便増進実施計画に記載された軌道利便増進事業又は認定道路運送利便増進実施計画に記載された道路運送利便増進事業を実施する者に対する第三号に定める事項が記載されている場合において、計画作成市町村に通知し、それぞれこれらの事業の実施の状況について報告を求めることができる。
2	第四節 貨物運送共同化事業（貨物運送共同化事業の実施）
3	第三十二条 低炭素まちづくり計画に第七条第三項第三号に定める事項が記載されているとき
4	国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、貨物運送共同化実施計画に記載された貨物運送共同化実施計画が都市の低炭素化を促進するために適當なものである旨の認定をしたるものとみなす。
5	国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、貨物運送共同化実施計画に記載された事業のうち外国人国際第二種貨物利用運送事業に該当するものについて准用する場合を含む。の規定による届出を受け、又は同法第十五条第三項若しくは第四項（これらの規定を同法第四十三条第五項において前条第三項又は第六項の認定を受けたときは、当該道路運送利便増進実施計画に記載された道路運送利便増進事業のうち、道路運送法第四条第一項若しくは第四十三条第一項の許可若しくは第六項の認定を受けたときは、当該道路運送利便増進実施計画に記載された道路運送利便増進事業を実施しようと認めた者）の規定による届出を受け、又は届出をしたものとみなす。
6	国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、貨物運送共同化実施計画に記載された事業のうち外国人国際第二種貨物利用運送事業に該当するものについて准用する場合を含む。の規定による届出を受け、又は同法第十五条第三項若しくは第四項（これらの規定を同法第四十三条第五項において前条第三項又は第六項の認定を受けたときは、当該道路運送利便増進実施計画に記載された道路運送利便増進事業のうち、道路運送法第四条第一項若しくは第四十三条第一項の許可若しくは第六項の認定を受けたときは、当該道路運送利便増進実施計画に記載された道路運送利便増進事業を実施しようと認めた者）の規定による届出を受け、又は届出をしたものとみなす。
7	第一項から第五項までの規定は、前項の認定について準用する。
8	国土交通大臣は、第三項の認定を受けた貨物運送共同化実施計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
9	第三項の認定を受けた者（次条第二項及び第三十五条第二項において「認定共同事業者」という。）は、当該認定を受けた貨物運送共同化実施計画の変更をしようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

事業者と認定貨物運送共同化実施計画に従つて  
同法第三十四条第一項において準用する同法第  
十一条の運輸に関する協定を締結したときは、  
当該協定につき、あらかじめ、同項において準  
用する同条の規定による届出をしたものとみな  
す。認定貨物運送共同化実施計画に従つて同項  
において準用する同条の運輸に関する協定を変  
更したときも、同様とする。  
(貨物自動車運送事業者の特例)

於該回において第三二三号第三項又は第六二四号の認定を受けたときは、当該貨物運送共同化事業の実施計画に記載された貨物運送共同化事業のうち、該計画に記載された貨物運送共同化事業のうち、貨物自動車運送事業法第三条の許可若しくは同法第九条第一項の認可を受け、又は同条第三項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

(報告の徴収)

**第三十七条** 国土交通大臣は、認定貨物運送共同化実施計画に記載された貨物運送共同化事業を実施する者に対し、当該貨物運送共同化事業の実施の状況について報告を求めることができる。

第五節 樹木等管理協定

**第三十八条** 低炭素まちづくり計画に第七条第三項第四号に掲げる事項が記載されているときは、市町村又は都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第六十九条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人（第四十五条第一項第一号に掲げる業務を行うものに限る。）は、当該事項に係る樹木保全推進区域内の保全樹木等基準に該当する樹木又は樹林地等を保全するため、当該樹木又は樹林地等の所有者又は使用者及び収益を目的とする権利（一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（次項及び第四十三条において「所有者等」という。）と次に掲げる事項を定めた協定（以下「樹木等管理協定」という。）を締結して、当該樹木又は樹林地等の管理を行うことができる。

**第四十一条** 市町村又は市町（樹木等管理協定の公告等）

**第四十条** 市町村長は、第三十八条第四項の樹木等管理協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該樹木等管理協定を認めなければならない。

一 申請手続が法令に違反しないこと。

二 樹木等管理協定の内容が、第三十八条第三項各号に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

前項の規定による公告があつたときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該樹木等管理協定について、市町村又は市町村長に意見書を提出することができる。

条第四項の樹木等管理協定の認可の申請があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該樹木等管理協定を当該公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。

三 第一項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。  
第一項の緑地保全・緑化推進法人が樹木等管理協定を締結しようとするときは、あらかじめ、市町村長の認可を受けなければならない。  
(樹木等管理協定の総覧等)

画との調和が保たれかへ低炭素まぢくり計画に記載された第七条第二項第一号ニに掲げる事項に適合するものであること。二 協定樹木等の利用を不當に制限するものでないこと。

三 協定樹木等の保全に関連して必要とされる施設の整備が必要な場合にあっては、該施設の整備に関する事項

四 樹木等管理協定の有効期間

五 樹木等管理協定に違反した場合の措置

六 樹木等管理協定について、協定樹木等の所有者等の全員の合意がなければならぬ。

七 樹木等管理協定の内容は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならぬ。

一 都市緑地法第四条第一項に規定する基本計画による開口部等の規制を受ける区域に

理協定の写しをそれぞれ当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、協定樹木にあつては協定樹木である旨をその存する場所に、協定区域内の樹林地等にあつては協定区域

又は都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第四十五条第一項第一号」とする。

第四十六條 肖院

又は都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第四十五条第一項第一号」とする。

**第六節 下水道施設からの下水の取水等**  
に係る特例等

めた事項の変更について  
、計二、三回(里易室)の動力

**第四十二条** 第三十八条第二項から第四項まで及び前二条の規定は、樹木等管理協定において定められた事項の変更について準用する。

## (樹木等管理協定の変更)

理協定の写しをそれぞれ当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、協定樹木にあつては協定樹木である旨をその存する場所に、協定区域内の樹林地等にあつては協定区域である旨をその区域内に明示しなければならぬ。

又は都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第四十五条第一項第一号」とする。

体は、条例で定めること

(公共下水道等の排水施設からの下水の取水等)  
**第47条**  
第七条第三項  
第五章より規定する事業の施主本は、条例で定めるところにより、公共下水道等に係る特例等

又は都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第四十五条第一項第一号」とする。

管理者等の許可を受けて、公共下水道等（下水道法第一条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道（同号イに該当するものに限る。））をいう。以下この条において同じ。）の排水施設（これを補完する施設を

2 含む。(以下この条において同じ。)に接続設備  
(公共下水道等の排水施設と第七条第三項第五  
号イに規定する設備とを接続する設備をいう。  
第七項において同じ。)を設け、当該接続設備  
により当該公共下水道等の排水施設から下水を  
取水し、及び当該公共下水道等の排水施設に當  
該下水を流入させることができる。

公共下水道管理者等は、前項の申請が

あつて場合において、当該項目に係る事項が文

3 あつた場合には、当該申請に係る事項が政令で定める基準を参考して条例で定める技術上の基準に適合するとの認めるときでなければ、許可をしてはならない。

4 けた事項の変更（条例で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、公共下水道管理者等の許可を受けなければならない。この場合においては、前二項の規定を準用する。

下水道法第三十三条の規定は、第一項又は前項の件につき、同一である。

5 項の許可について準用する。  
許可事業者は、第一項又は第三項の許可を受けて公共下水道等の排水施設に流入させる下水に当該下水以外の物（第七条第三項第五号イに規定する設備の管理上必要な政令で定めるものを除く。）を混入してはならない。

6 許可事業者については、下水道法第三十八条の規定を準用する。この場合において、同条第

一項中「公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者」とあるのは「都市の低

炭素化の促進に関する法律（以下この項及び次項において「都市低炭素化法」という。）第七条第四項第一号に規定する公共下水道管理者等

(以下この条において「公共下水道管理者等」という。)と、「この法律の規定によつてした許可若しくは承認」とあるのは「都市低炭素化法第四十七条第一項若しくは第三項の許可」と、同項第一号中「この法律(第十一條の三第一項及び第十二条の九第一項(第二十五条の三第一項又は第五項)と、同項第二号及び第三号並びに同項第二項中「この法律の規定による許可又は承認」とあるのは「都市低炭素化法第四十七条第一項又は第三項の許可」と、同項から同條第四項まで及び同條第六項中「公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者」とあるのは「公共下水道管理者等」と、同項第一号中「公共下水道、流域下水道又は都市下水路」とあるのは「都市低炭素化法第四十七条第一項に規定する公共下水道等(次号及び第三号において「公共下水道等」という。)と、同項第二号及び第三号中「公共下水道、流域下水道又は都市下水路」とあるのは「公共下水道等」と読み替えるものとする。

許可事業者が公共下水道等の排水施設に接続設備を設ける場合については、下水道法第二十四条又は第二十五条の二十九の規定は、適用しない。

#### (都市公園の占用の許可の特例)

**第四十八条** 第七条第三項第五号ロに掲げる事項が記載された低炭素まちづくり計画が同条第七項の規定により公表された日から二年以内に当該低炭素まちづくり計画に基づく都市公園の占用について都市公園法第六条第一項又は第三項の規定により公表された日から二年以内に当該占用が同法第七条第一項の政令で定める技術的基準に適合する限り、公園管理者は、当該許可を与えるものとする。

#### (港湾隣接地域内の工事等の許可の特例)

**第四十九条** 第七条第三項第五号ハに掲げる事が記載された低炭素まちづくり計画が同条第七項の規定により公表された日から二年以内に当該低炭素まちづくり計画に基づく港湾法第三十七条第一項各号に掲げる行為について同項の許可の申請があつた場合は、当該行為が国土交通省令で定める技術的基準に適合する限

(以下この条において「公共下水道管理者等」という。)と、「この法律の規定によつてした許可若しくは承認」とあるのは「都市低炭素化法第四十七条第一項若しくは第三項の許可」と、同項第一号中「この法律(第十一條の三第一項及び第十二条の九第一項(第二十五条の三第一項又は第五項)と、同項第二号及び第三号並びに同項第二項中「この法律の規定による許可又は承認」とあるのは「都市低炭素化法第四十七条第一項又は第三項の許可」と、同項から同條第四項まで及び同條第六項中「公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者」とあるのは「公共下水道管理者等」と、同項第一号中「公共下水道、流域下水道又は都市下水路」とあるのは「都市低炭素化法第四十七条第一項に規定する公共下水道等(次号及び第三号において「公共下水道等」という。)と、同項第二号及び第三号中「公共下水道、流域下水道又は都市下水路」とあるのは「公共下水道等」と読み替えるものとする。

四十七第一項又は第三項の許可」と、同項から同條第四項まで及び同條第六項中「公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者」とあるのは「公共下水道管理者等」と、同項第一号中「公共下水道、流域下水道又は都市下水路」とあるのは「都市低炭素化法第四十七条第一項に規定する公共下水道等(次号及び第三号において「公共下水道等」という。)と、同項第二号及び第三号中「公共下水道、流域下水道又は都市下水路」とあるのは「公共下水道等」と読み替えるものとする。

り、港湾管理者は、当該許可を与えるものとする。

#### 第七節 都市の低炭素化の促進に関する援助等

(既存の建築物の所有者等への援助)

第二号ヘに掲げる事項を記載した市町村は、建築物の低炭素化を促進するため、計画区域内の既存の建築物の所有者又は管理者に対し、情報の提供、助言その他の必要な援助を行うよう努めるものとする。

#### (自動車の使用者等への援助)

#### 第五十一条 低炭素まちづくり計画に第七条第二項第二号トに掲げる事項を記載した市町村は、

自動車の計画区域内における運行に伴い発生する二酸化炭素の排出の抑制を促進するため電気自動車(専ら電気を動力源とする自動車をいう。)に電気を供給するための施設の整備その他環境の整備、自動車の使用者その他の自動車の計画区域内における運行に關係する者に対する情報の提供又は助言その他の必要な援助を行なう努力するものとする。

#### (都市計画における配慮)

#### 第五十二条 都市計画決定権者(都市計画法第十

五条第一項の都道府県若しくは市町村又は同法第八十七条の二第一項の指定都市をいい、同法第二十二条第一項の場合にあつては、同項の国土交通大臣(同法第八十五条の二の規定により同項に規定する国土交通大臣の権限が地方整備局長又は北海道開発局長に委任されている場合にあつては、当該地方整備局長又は北海道開発局長)又は市町村をいう。)は、都市計画の見直しについての検討その他の都市計画についての検討、都市計画の案の作成その他の都市計画の策定の過程において、低炭素まちづくり計画が円滑に実施されるよう配慮するものとする。

#### (都市計画における配慮)

#### 第五十三条 市街化区域等において、建築物の

低炭素化に資する建築物の新築又は建築物の低炭素化のための建築物の増築、改築、修繕若しくは模様替若しくは建築物への空気調和設備その他の政令で定める建築設備(以下この項において「空気調和設備等」という。)の設置若しくは建築物に設けた空気調和設備等の改修(以下「低炭素化のための建築物の新築等」とい

う。)をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、低炭素化のための建築物の新築等に関する計画(以下「低炭素建築物新築等計画」という。)を作成し、所管行政庁(建築基準法の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域については市町村長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。ただし、同法第九十七条の二第一項若しくは第二項又は第九十七条の三第一項若しくは第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。以下同じ。)の認定を申請することができる。

第二号ヘに掲げる事項を記載した市町村は、建

築物の低炭素化を促進するため、計画区域内の既存の建築物の所有者又は管理者に対し、情報の提供、助言その他の必要な援助を行なうよう努めるものとする。

建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ることができる。この場合においては、当該申請に併せて、同項の規定による確認の申請書を提出しなければならない。

第二号ヘに掲げる事項を記載した市町村は、建築副主事又は建築副主事に通知しなればならない。

前項の規定による申出を受けた所管行政庁は、速やかに、当該申出に係る低炭素建築物新築等計画を建築主事又は建築副主事に通知しなればならない。

所管行政庁が、前項において準用する建築基準法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を受けた場合において、第一項の認定をしたときは、当該認定を受けた低炭素建築物新築等計画は、同法第六条第一項の確認済証の交付があつたものとみなす。

所管行政庁は、第四項において準用する建築基準法第十八条第十四項の規定による通知書の交付を受けた場合においては、第一項の認定をしたときは、当該認定を受けた低炭素建築物新築等計画は、同法第十二条第八項及び第九項並びに第十四条の規定による確認済証及び通知書の交付について準用する。

低炭素化のための建築物の新築等をしようとする者がその低炭素建築物新築等計画について第一項の認定を受けたときは、当該低炭素化のための建築物の新築等のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第一項第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならないものについては、第二項の規定による建築物の新築等のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第一項の条例が定められていない場合を除き、同法第十二条第三項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、同条第六項から第八項までの規定を適用する。

低炭素化のための建築物の新築等をしようとする者がその低炭素建築物新築等計画について第一項の認定を受けたときは、当該低炭素化のための建築物の新築等のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第一項の規定による届出をしなければならないものについては、同法第二条第二項の条例が定められた場合を除き、同法第十九条第一項の規定による届出をしたものとみなす。この場合

#### 2 低炭素建築物新築等計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

#### 3 前項の規定による申出を受けた所管行政

4 建築基準法第十八条第三項及び第十四条の規定による確認済証の交付を受けた場合において、第一項の認定を受けた低炭素建築物新築等計画は、同法第六条第一項の確認済証の交付を受けた場合において、第一項の認定を受けた低炭素建築物新築等計画は、同法第十二条第八項及び第九項並びに第十四条の規定による確認済証及び通知書の交付を受けた場合においては、第一項の認定を受けた低炭素建築物新築等計画は、同法第十二条第三項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、同条第六項から第八項までの規定を適用する。

5 所管行政庁が、前項において準用する建築基準法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を受けた場合において、第一項の認定を受けた低炭素建築物新築等計画は、同法第六条第一項の確認済証の交付を受けた場合においては、第一項の認定を受けた低炭素建築物新築等計画は、同法第十二条第三項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、同条第六項から第八項までの規定を適用する。

6 所管行政庁は、第四項において準用する建築基準法第十八条第十四項の規定による通知書の交付を受けた場合においては、第一項の認定を受けた低炭素建築物新築等計画は、同法第十二条第三項の規定により適合判定通知書の交付を受けた場合においては、第一項の認定を受けた低炭素建築物新築等計画は、同法第十二条第三項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、同条第六項から第八項までの規定を適用する。

7 建築基準法第十二条第八項及び第九項並びに第十四条の規定による確認済証及び通知書の交付を受けた場合においては、第一項の認定を受けた低炭素建築物新築等計画は、同法第十二条第三項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、同条第六項から第八項までの規定を適用する。

8 低炭素化のための建築物の新築等をしようとする者がその低炭素建築物新築等計画について第一項の認定を受けたときは、当該低炭素化のための建築物の新築等のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第一項第一項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならないものについては、第二項の規定による建築物の新築等のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第一項の条例が定められていない場合を除き、同法第十二条第三項の規定により適合判定通知書の交付を受けたものとみなして、同条第六項から第八項までの規定を適用する。

低炭素化のための建築物の新築等をしようとする者がその低炭素建築物新築等計画について第一項の認定を受けたときは、当該低炭素化のための建築物の新築等のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第十二条第一項の規定による届出をしなければならないものについては、同法第二条第二項の条例が定められた場合を除き、同法第十九条第一項の規定による届出をしたものとみなす。この場合

#### 9 前条第二項の資金計画が低炭素化のための建築物の新築等を確実に遂行するため適切なものであること。

#### 10 前条第一項の規定による認定の申請をする者は、所管行政庁に対し、当該所管行政庁が当該申請に係る低炭素建築物新築等計画を建築主事に通知し、当該低炭素建築物新築等計画が建築基準法第六条第一項に規定する



**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月  
（施行期日）

附 則  
（令和四年六月一七日法律第六八

(施行期日) 二〇〇〇年六月一日  
（去律其一）刑法修正案（二）

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日)

施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定まる日から施行する。

### 三 第七条の規定並びに附則第四条、第六条、

第八条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで及び第二十一条から第二十三条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

定、同法第四条の改正規定、同法第五条の改正規定、同法第六条第一項の改正規定、同法第七条の改正規定、同法第三章の次に「一章を加える改正規定」、同法第六章の次に「一章を加える改正規定」、同法第七十二条の改正規定、同法第七十三条の改正規定、同法第七十四条の改正規定、同法第七十五条の改正規定、同法第七十六条の改正規定、同法第七十七条の改正規定及び同法第七十八条の改正規定に限る。)、第四条(建築基準法第二条の改正規定(同条第十七号の改正規定を除く。)、同法第二十一条の改正規定、同法第二十三条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十七条の改正規定、同法第五十二条第十四項第三号の改正規定、同法第六十一条に「一項を加える改正規定」、同法第八十六条の七の改正規定、同法第八十七条第四項の改正規定及び同法第八十八条第一項の改正規定(「から第三号まで」を「又は第二号」に、「同項第四

号」を「同項第三号」に改める部分及び「それぞれ一を削る部分を除く。」に限る。) 及び

号附則抄(令和五年六月一六日法律第五八)

施行期日) 二二の法律は、公布の日から施行する。た